

第6章 介護保険事業計画

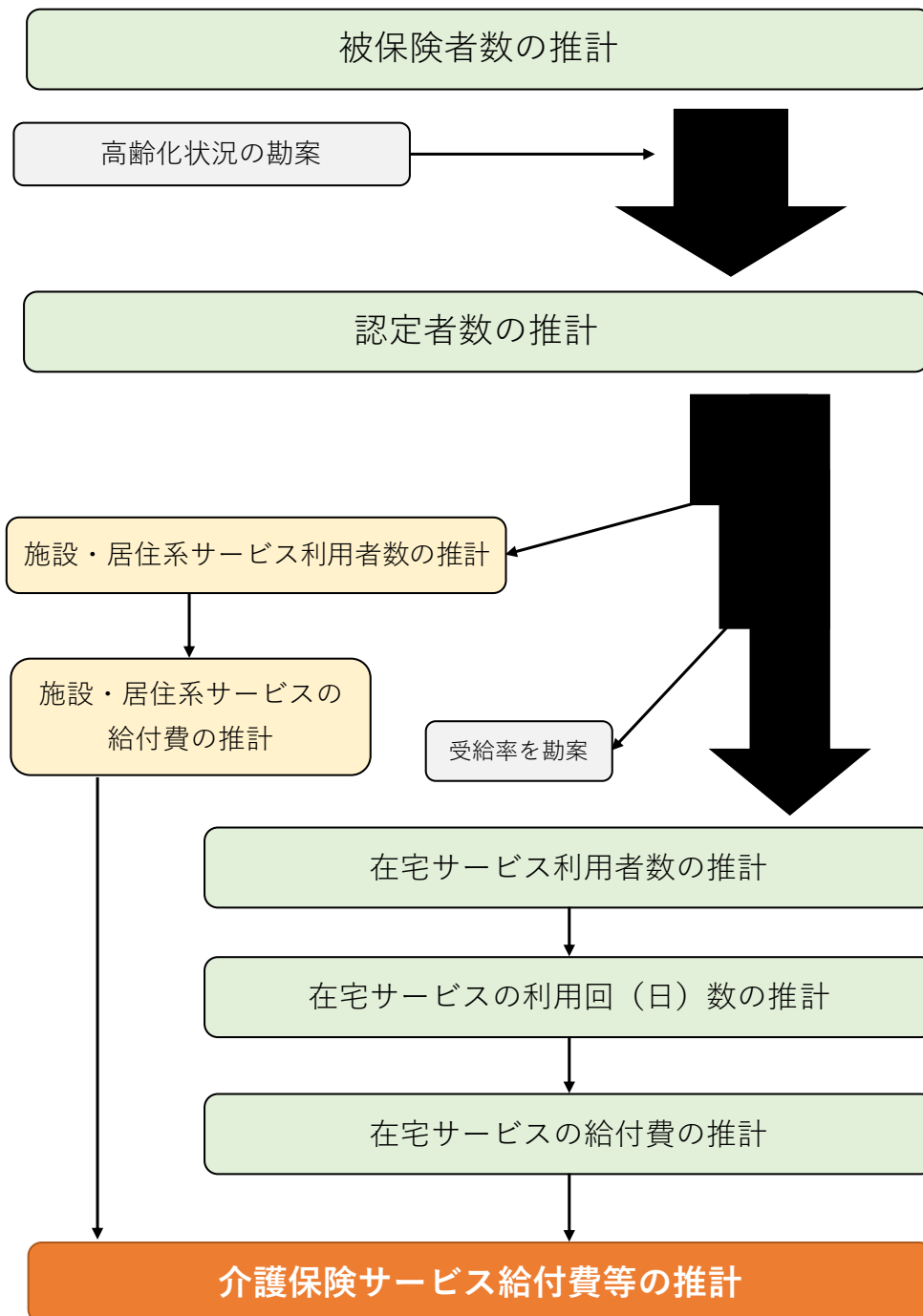
第6章 介護保険事業計画

1. 人口及び要介護・要支援認定者の推計

第8期介護保険事業計画の数値目標は、以下のような流れで見込みます。

まず、平成3年度以降の「被保険者数」を推計します。次に、高齢化の状況や要介護・要支援認定実績等を勘案し「認定者数」を算出、更に、「受給率」などの実績や直近の動向から「施設・居住系サービス利用者数」と「在宅サービス利用者数」を設定します。そのうえで、サービスの種類ごとにニーズ量を想定し、それに平均利用単価を乗じて各サービスの給付費を計算します。

最後に、施設・居住系サービスの給付費と在宅サービス給付費を合算し、第8期介護保険事業計画における給付費総額と内訳を設定します。



2. 総人口及び高齢者人口等の推計

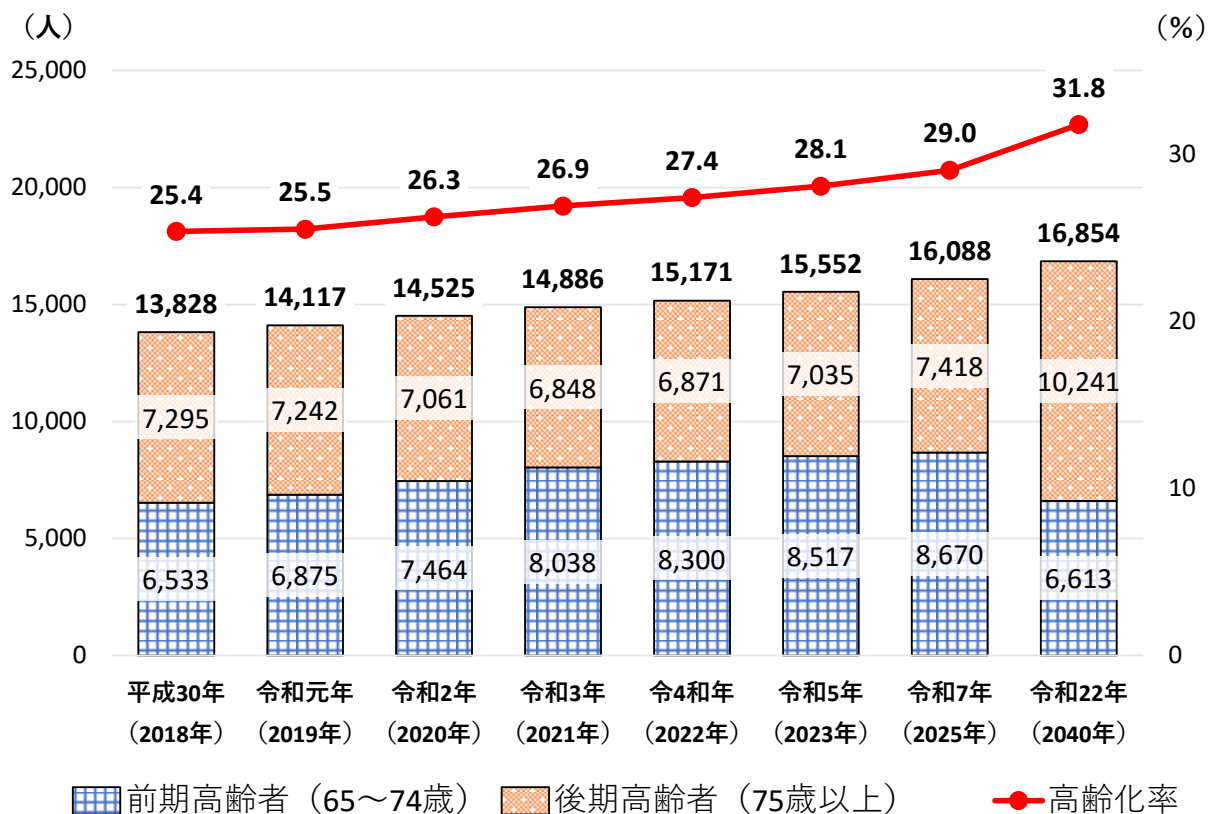
(1) 総人口及び高齢者人口（第1号被保険者等）の推計

近年の人口の推移をベースに、第8期計画期間である令和3（2021）年度～令和5（2023）年度、及び令和7（2025）年度、令和22（2040）年度の将来人口を推計し、第8期における被保険者数を下表のとおり見込みました。

【人口及び被保険者数】

(人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	55,338	55,355	55,377	55,410	53,050
第1号被保険者数	14,886	15,171	15,552	16,088	16,854
前期高齢者 (65～74歳)	8,038	8,300	8,517	8,670	6,613
後期高齢者 (75歳以上)	6,848	6,871	7,035	7,418	10,241
第2号被保険者数 (40～64歳)	18,431	18,381	18,233	18,080	18,159
高齢化率	26.9%	27.4%	28.1%	29.0%	31.8%



平成30年～令和2年：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和3年以降：住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計

(2) 要介護等認定者数・認定率

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数及び認定率を下表のとおり見込みました。

【認定者推計】

(人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
認定者数	2,773	2,798	2,820	2,834	3,511
要支援1	278	282	283	286	373
要支援2	252	253	253	256	323
要介護1	499	501	504	508	624
要介護2	511	512	516	522	656
要介護3	443	443	450	450	550
要介護4	483	491	494	493	607
要介護5	307	316	320	319	378
うち、第1号被保険者数	2,701	2,726	2,749	2,764	3,441
要支援1	272	276	277	280	367
要支援2	246	247	247	250	317
要介護1	486	488	491	495	611
要介護2	500	501	505	511	646
要介護3	435	435	442	442	541
要介護4	466	474	477	476	591
要介護5	296	305	310	310	368
認定率 (第1号認定者数/第1号被保険者数)	18.1%	18.0%	17.7%	17.2%	20.4%

3. 介護保険制度の概要

介護保険サービスは、予防給付（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援）と介護給付（居宅サービス、地域密着型サービス、介護施設サービス、居宅介護支援）で構成されています。

(1) 介護保険サービスの体系（全体像）



(2) 認定区分と給付体系

一般高齢者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	要支援者		要介護者				
	予防給付		介護給付				
	地域支援事業						

(3) 居宅サービス・介護予防サービスの一覧

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

②訪問入浴介護

要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

③訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。

⑥通所介護（デイサービス）

要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

⑦通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

⑨短期入所療養介護（ショートステイ） 【老健】

⑩短期入所療養介護（ショートステイ） 【病院等】

要支援者・要介護者が介護老人保健施設、病院、介護医療院等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

⑪福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

⑫特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。

⑬住宅改修／介護予防住宅改修

要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。

⑭特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・軽費老人ホーム等に入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の世話及び療養上の世話等を行うサービスです。

⑮居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援では、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要支援・要介護認定者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、認定者の選択に基づき介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。計画には、適切なサービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、サービスの種類や回数などが記載されます。また、サービス提供を確保するため、事業者などとの連携・調整を行っています。

（４）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの一覧

①地域密着型通所介護

小規模な事業所が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

②認知症対応型通所介護

認知症であっても日常生活動作において自立している要支援者・要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

③小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練などを受けるサービスです。

⑤看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせる複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。

（５）介護保険施設サービスの一覧

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

②介護老人保健施設

在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。

③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の支援、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。
なお、医療制度改革により、令和5（2023）年度末に廃止が決まっています。

④介護医療院

介護療養型医療施設の廃止による転換先として新たに創設された施設です。
今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

4. 介護保険サービスの実績と見込み量の推計

(1) 介護予防サービスの実績と見込み量の推計

【介護予防サービス】

第7期においては、介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与の利用が伸びました。ほかのサービスの利用者については、概ね横ばいの傾向となっています。

第8期のサービス見込み量については、概ね第7期水準の維持を見込んでおります。

	単位	第7期計画（実績・見込み）			第8期計画（見込み）			中長期（見込み）	
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護予防訪問看護	回/月	46.0	63.3	53.8	58.8	58.8	58.8	58.8	78.4
	人/月	10	13	12	12	12	12	12	16
介護予防訪問 リハビリテーション	回/月	23.0	44.2	58.4	40.0	40.0	40.0	52.9	52.9
	人/月	2	4	7	4	4	4	5	5
介護予防居宅療養管理指導	人/月	8	6	8	7	7	7	7	9
介護予防通所 リハビリテーション	人/月	79	85	80	77	79	79	79	101
介護予防福祉用具貸与	人/月	132	148	169	134	136	136	138	175
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	5	4	6	4	4	4	4	6
介護予防住宅改修	人/月	3	3	3	3	3	3	3	4

【地域密着型介護予防サービス】

	単位	第7期計画（実績・見込み）			第8期計画（見込み）			中長期（見込み）	
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人/月	17	15	10	17	17	17	21	28
介護予防支援	人/月	186	205	217	186	187	187	190	243

(2) 介護サービスの実績と見込み量の推計

【居宅サービス】

第7期においては、多くのサービスで利用量が減少もしくは概ね横ばいの傾向でしたが、居宅療養管理指導と福祉用具貸与は若干の増加となりました。

令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった事もあり、第8期のサービス見込み量については、直近の利用状況を踏まえつつ平成30年度及び令和元年度の実績を勘案して設定しております。なお、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（老健）に関しては、1人あたりの利用回数増を見込みます。

	単位	第7期計画（実績・見込み）			第8期計画（見込み）			中長期（見込み）	
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問介護	回/月	29,521.3	27,804.6	28,671.3	27,916.1	28,582.6	28,973.6	28,873.4	34,233.2
	人/月	736	692	692	699	710	719	719	873
訪問入浴介護	回/月	29	0	0	12	12	12	12	12
	人/月	5	0	0	2	2	2	2	2
訪問看護	回/月	957.7	844.8	827.7	935.7	963.3	970.4	963.3	1,153.7
	人/月	143	136	120	136	140	141	140	168
訪問リハビリテーション	回/月	256.9	306.5	291.0	319.3	344.8	344.8	344.8	405.4
	人/月	22	25	28	25	27	27	27	32
居宅療養管理指導	人/月	335	352	373	333	342	347	345	408
通所介護	回/月	9,839	9,835	9,523	9,718.4	9,824.0	9,947.4	9,975.5	12,260.8
	人/月	677	663	634	655	662	670	672	825
通所リハビリテーション	回/月	1,972.1	1,692.7	1,500.3	2,004.6	2,034.8	2,053.0	2,062.5	2,564.2
	人/月	213	194	167	216	219	221	222	276
短期入所生活介護	回/月	353.7	231.6	195.0	317.8	317.8	325.6	333.8	393.9
	人/月	39	29	27	35	35	36	37	44
短期入所療養介護 （老健）	回/月	98.2	96.4	49.4	107.0	107.0	107.0	107.0	130.0
	人/月	12	13	8	13	13	13	13	16
短期入所療養介護 （病院等）	回/月	12.4	4.3	0.0	5.0	5.0	5.0	5.0	10.8
	人/月	2	1	0	1	1	1	1	2
福祉用具貸与	人/月	799	797	815	773	787	796	798	966
特定福祉用具購入費	人/月	11	10	14	11	11	12	12	15
住宅改修	人/月	5	4	2	5	5	5	5	5
特定施設入所者生活介護	人/月	176	178	176	176	177	178	180	217

【地域密着型サービス】

第7期において、地域密着型通所介護の利用が増加したものの、多くのサービスでは利用量が減少もしくは概ね横ばいの傾向でした。

第8期のサービス見込み量は、地域密着型通所介護について引き続き増加傾向を想定するほか、第8期中に認知症対応型共同生活介護事業所の新規整備を行うため、同サービスの利用増を見込みます。また、小規模多機能型居宅介護事業所についても、第8期中に新規整備を行います。

	単位	第7期計画（実績・見込み）			第8期計画（見込み）			中長期（見込み）	
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
地域密着型通所介護	回/月	1,968.3	2,034.2	2,076.1	2,190.5	2,215.0	2,228.2	2,250.6	2,768.1
	人/月	169	188	204	188	190	191	193	237
認知症対応型通所介護	回/月	46.6	52.8	57.5	130.8	130.8	130.8	130.8	158.1
	人/月	3	3	4	5	5	5	5	6
小規模多機能型居宅介護	人/月	136	134	138	141	143	145	155	182
認知症対応型共同生活介護	人/月	55	44	45	54	63	63	63	63
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	14	15	14	15	16	16	24	27

【施設サービス】

いずれの施設も常に満床に近い状況であり、第7期においても施設定員数が概ね利用実績となっています。

第8期のサービス見込み量についても、各施設サービス定員数を見込んでいますが、令和5年度に介護医療院を整備する予定のため、令和5年以降の介護療養型医療施設利用者を0とし、概ね同規模の利用者を介護医療院で見込んでいます。

	単位	第7期計画（実績・見込み）			第8期計画（見込み）			中長期（見込み）	
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護老人福祉施設	人/月	219	213	216	219	219	219	220	269
介護老人保健施設	人/月	171	170	169	176	176	176	180	220
介護医療院	人/月	0	0	0	0	0	48	48	48
介護療養型医療施設	人/月	42	36	34	41	41	0	—	—

【居宅介護支援】

	単位	第7期計画（実績・見込み）			第8期計画（見込み）			中長期（見込み）	
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅介護支援	人/月	1,332	1,297	1,302	1,294	1,309	1,325	1,331	1,631

5. サービス別給付費等の見込み

各サービスの見込みに基づいて給付費を算出した結果、第8期介護保険事業計画期間である令和3（2021）年度から令和5（2022）年度までの本市におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになります。

（1）介護予防サービス給付費（予防給付）

介護予防サービス給付費は、令和3（2021）年で79,894千円、令和4（2022）年で80,862千円、令和5（2023）年で80,862千円、3年間合計で241,618千円の費用を見込みます。

（千円）

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【居宅サービス】					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,978	3,980	3,980	3,980	5,309
介護予防訪問リハビリテーション	1,481	1,482	1,482	1,960	1,960
介護予防居宅療養管理指導	724	724	724	724	930
介護予防通所リハビリテーション	28,431	29,159	29,159	29,159	36,991
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	11,520	11,687	11,687	11,854	15,001
特定介護予防福祉用具購入費	1,343	1,343	1,343	1,343	2,015
介護予防住宅改修費	4,043	4,043	4,043	4,043	5,561
介護予防特定施設入居者生活介護	7,652	7,656	7,656	7,656	10,879
介護予防支援	10,006	10,066	10,066	10,227	13,081
居宅サービス小計	69,178	70,140	70,140	70,946	91,727
【地域密着型サービス】					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	10,716	10,722	10,722	14,352	19,421
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	0	0	0	0	0
地域密着型サービス小計	10,716	10,722	10,722	14,352	19,421
介護予防給付費合計	79,894	80,862	80,862	85,298	111,148

(2) 介護サービス給付費（介護給付）

介護サービス給付費は、令和3（2021）年で5,111,691千円、令和4（2022）年で5,204,102千円、令和5（2023）年で5,285,622千円、3年間合計で15,601,415千円の費用を見込みます。

（千円）

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【居宅サービス】					
訪問介護	1,064,132	1,090,841	1,105,744	1,101,919	1,302,289
訪問入浴介護	869	870	870	870	870
訪問看護	56,514	58,277	58,755	58,277	69,357
訪問リハビリテーション	11,916	12,880	12,880	12,880	15,133
居宅療養管理指導	28,780	29,585	30,021	29,844	35,223
通所介護	873,646	885,933	897,422	899,151	1,098,289
通所リハビリテーション	172,897	176,260	177,760	178,540	221,317
短期入所生活介護	30,802	30,819	31,537	32,246	37,816
短期入所療養介護（老健）	11,996	12,002	12,002	12,002	14,465
短期入所療養介護（病院等）	439	439	439	439	439
福祉用具貸与	110,498	113,110	114,520	114,562	136,713
特定福祉用具購入費	4,868	4,868	5,296	5,296	6,548
住宅改修費	6,857	6,857	6,857	6,857	6,857
特定施設入居者生活介護	427,619	429,746	432,319	437,255	532,262
居宅介護支援	227,055	230,096	233,075	233,885	285,773
居宅サービス小計	3,028,888	3,082,583	3,119,497	3,124,023	3,763,351

(続き)

(千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【地域密着型サービス】					
地域密着型通所介護	204,176	207,330	208,701	210,506	257,865
認知症対応型通所介護	8,785	8,790	8,790	8,790	10,308
小規模多機能型居宅介護	347,001	353,527	358,295	377,310	439,517
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	155,062	178,775	178,775	178,775	178,775
看護小規模多機能型居宅介護	45,504	49,121	49,121	71,167	79,732
地域密着型サービス小計	760,528	797,543	803,682	846,548	966,197
【施設サービス】					
介護老人福祉施設(特養)	636,623	637,943	637,943	643,973	794,109
介護老人保健施設(老健)	551,182	551,488	553,283	571,499	689,238
介護医療院	0	0	171,217	182,651	189,723
介護療養型医療施設	134,470	134,545	0		
施設サービス小計	1,322,275	1,323,976	1,362,443	1,398,123	1,673,070
介護給付費合計	5,111,691	5,204,102	5,285,622	5,368,694	6,402,618

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、令和3(2021)年で293,595千円、令和4(2022)年で288,657千円、令和5(2023)年で290,346千円、3年間合計で872,599千円の費用を見込んでいます。

【地域支援事業費の推計】

(千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【介護予防・日常生活支援総合事業】					
訪問介護相当サービス	48,653	48,996	49,336	49,896	51,129
訪問型サービスA	445	449	452	463	474
訪問型サービスC	112	112	112	117	162
通所介護相当サービス	70,177	70,672	71,163	71,970	73,750
通所型サービスA	1,774	1,774	1,777	1,837	1,883
通所型サービスC	216	216	216	227	313
介護予防ケアマネジメント	15,921	15,921	15,921	16,726	23,091
介護予防把握事業	3,736	3,741	3,745	3,920	5,412
介護予防普及啓発事業	25,040	25,040	25,040	26,306	36,317
地域介護予防活動支援事業	4,228	4,228	4,228	4,442	6,133
地域リハビリテーション活動支援事業	4,071	4,071	4,071	4,277	5,905
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	8,288	8,900	9,513	8,063	11,132
【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業】					
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	54,830	48,266	48,334	48,334	48,334
任意事業	33,005	33,005	33,005	36,221	37,945
【包括的支援事業（社会保障充実分）】					
在宅医療・介護連携推進事業	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
生活支援体制整備事業	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320
認知症初期集中支援推進事業	5,171	5,171	5,171	5,171	5,171
認知症地域支援・ケア向上事業	1,267	1,291	1,315	1,244	1,244
地域ケア会議推進事業	934	1,078	1,221	791	791
介護予防・日常生活支援総合事業費	182,665	184,124	185,579	188,249	215,706
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	87,835	81,271	81,339	84,555	86,279
包括的支援事業（社会保障充実分）	23,094	23,261	23,428	22,927	22,927
地域支援事業費合計	293,595	288,657	290,346	295,732	324,914

(4) 総事業費の見込み

総給付費（一定以上所得者負担の調整後）に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた標準給付費見込額、及び地域支援事業費を加えた総事業費の見込みは、以下のとおりです。

【1年ごとの事業費総額の推計】

(千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費見込額	5,581,756	5,671,343	5,755,899	5,845,338	6,998,600
総給付費	5,191,585	5,284,964	5,366,484	5,453,992	6,513,766
介護予防給付費	79,894	80,862	80,862	85,298	111,148
介護給付費	5,111,691	5,204,102	5,285,622	5,368,694	6,402,618
特定入所者介護サービス費 等給付額	158,544	153,346	154,551	155,316	192,420
高額介護サービス費等給付額	218,111	219,393	221,118	222,216	275,300
高額医療合算介護サービス 費等給付額	9,274	9,358	9,431	9,478	11,743
算定対象審査支払手数料	4,241	4,280	4,313	4,335	5,370
地域支援事業費	293,595	288,657	290,346	295,732	324,914
事業費見込額	5,875,352	5,960,000	6,046,246	6,141,070	7,323,515

(5) 保険料の算定

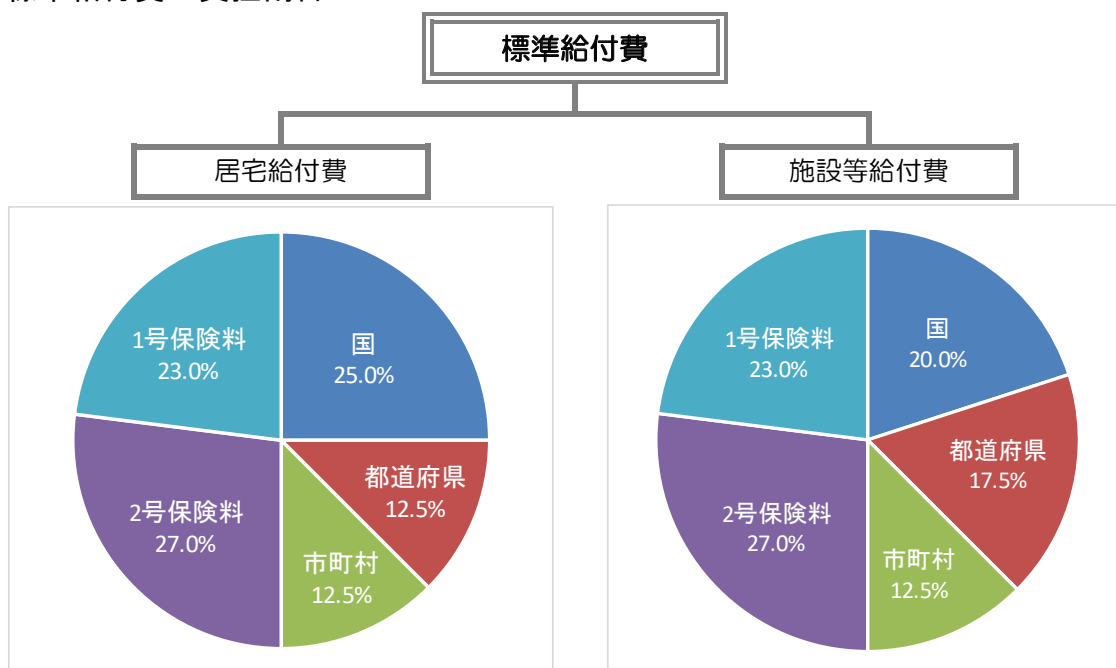
① 標準給付費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

また、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

○標準給付費の負担割合



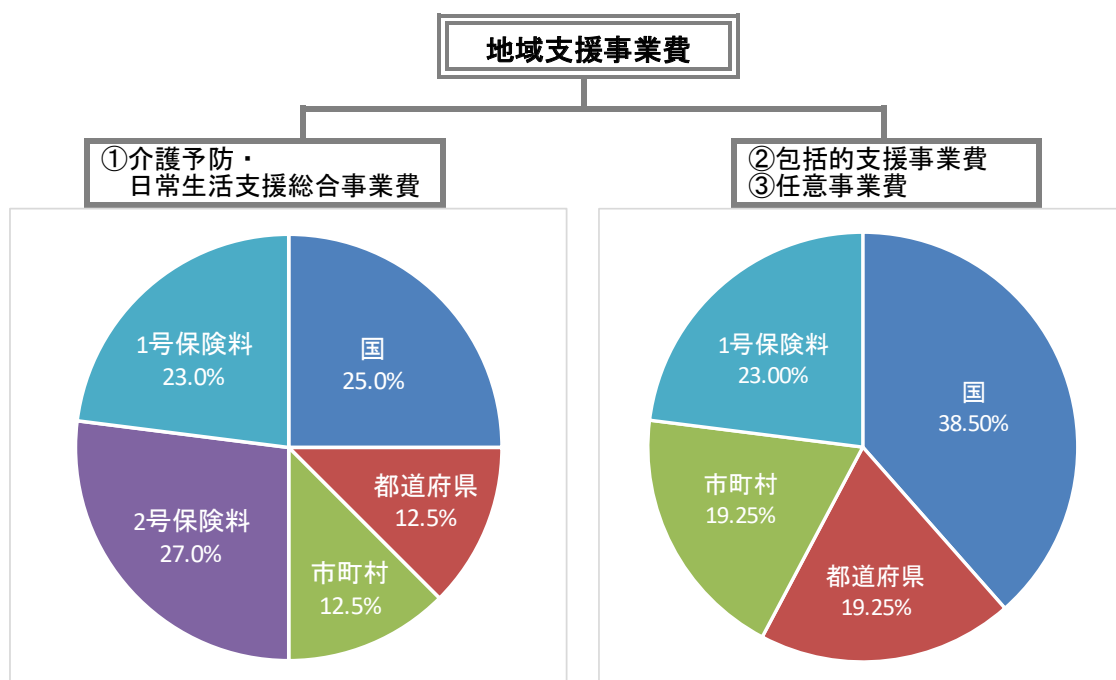
※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

② 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合



③ 第1号被保険者の保険料の算定

第1号被保険者の保険料は、以下のとおり算定しました。なお、保険者の第1号被保険者保険料を軽減するために、公費（調整交付金）が交付されます。基準は標準給付の5%ですが、後期高齢者の割合や低所得者の割合が高いと、交付割合が上昇します。宮古島市では第8期の割合を令和3年度で8.70%、令和4年度で7.96%、令和5年度で7.06%を見込んでいます。

【第8期計画における第1号被保険者の保険料の算定】

(千円)

項目	算式	令和3年度 (2022年度)	令和4年度 (2023年度)	令和5年度 (2024年度)	合計
標準給付費見込額	A	5,581,756	5,671,343	5,755,899	17,008,999
地域支援事業費	B	293,595	288,657	290,346	872,599
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	C	182,665	184,124	185,579	552,369
包括的支援事業・ 任意事業費	D	110,929	104,532	104,767	320,230
小計	E	5,875,352	5,960,000	6,046,246	17,881,599
第1号被保険者負担相当額	F $E \times 23\%$	1,351,331	1,370,800	1,390,636	4,112,767
調整交付金相当額	G $(A+C) \times 5\%$	288,221	292,773	297,073	878,068
調整交付金見込額	H	501,505	466,095	419,468	1,387,068
調整交付金による減額	I $H - G$	213,284	173,322	122,395	509,000
調整交付金考慮後の負担相当額	J $F - I$	1,138,047	1,197,478	1,268,242	3,603,768
財政安定化基金償還金	K	0	0	0	0
介護給付費準備基金残高	L	/			131,399
介護給付費準備基金取崩し額	M	/			82,314
第1号被保険者の 保険料収納必要額	N $J + K - M$	/			3,521,453
保険料収納率	O	/			98%
第1号被保険者の 保険料負担必要額	P $N \div O$	/			3,593,320
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	Q	13,998人	14,266人	14,625人	42,888人
保険料(月額)	R $(P \div Q) \div 12$	/			6,982円
保険料(年額)	S $R \times 12$	/			83,784円

【令和7年、令和22年における第1号被保険者の保険料の算定】

(千円)

項目		算式	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費見込額	A		5,845,338	6,998,600
地域支援事業費	B		295,732	324,914
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	C		188,249	215,706
包括的支援事業・ 任意事業費	D		107,482	109,206
小計	E		6,141,070	7,323,515
第1号被保険者負担相当額	F	$E \times 23\%$	1,437,010	1,962,702
調整交付金相当額	G	$(A+C) \times 5\%$	301,679	360,715
調整交付金見込額	H		349,948	579,309
調整交付金による減額	I	$H - G$	48,269	218,594
調整交付金考慮後の負担相当額	J	$F - I$	1,388,741	1,744,108
財政安定化基金償還金	K		0	0
介護給付費準備基金残高	L		49,085	0
介護給付費準備基金取崩し額	M		49,085	0
第1号被保険者の 保険料収納必要額	N	$J + K - M$	1,339,656	1,744,108
保険料収納率	O		98%	98%
第1号被保険者の 保険料負担必要額	P	$N \div O$	1,366,996	1,779,702
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	Q		15,128人	15,848人
保険料(月額)	R	$(P \div Q) \div 12$	7,530円	9,358円
保険料(年額)	S	$R \times 12$	90,361円	112,296円

④ 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に、所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくこととなります。本市における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は以下のとおりに設定しました。

【第8期計画における所得段階別の状況】 (人)

	合計	第8期		
		令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
第1号被保険者数	45,609	14,886	15,171	15,552
前期高齢者(65～74歳)	24,855	8,038	8,300	8,517
後期高齢者(75～84歳)	11,826	3,855	3,875	4,096
後期高齢者(85歳以上)	8,928	2,993	2,996	2,939
所得段階別加入割合				
第1段階	39.3%	39.3%	39.3%	39.3%
第2段階	7.1%	7.1%	7.1%	7.1%
第3段階	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%
第4段階	11.6%	11.6%	11.6%	11.6%
第5段階	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
第6段階	14.5%	14.5%	14.5%	14.5%
第7段階	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
第8段階	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
第9段階	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
第10段階	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
第11段階	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
第12段階	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
第13段階	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	17,929	5,852	5,964	6,113
第2段階	3,240	1,057	1,078	1,105
第3段階	2,595	847	863	885
第4段階	5,268	1,720	1,752	1,796
第5段階	2,259	737	752	770
第6段階	6,624	2,162	2,203	2,259
第7段階	4,557	1,487	1,516	1,554
第8段階	1,513	494	503	516
第9段階	551	180	183	188
第10段階	366	119	122	125
第11段階	180	59	60	61
第12段階	126	41	42	43
第13段階	401	131	133	137
合計	45,609	14,886	15,171	15,552
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(弾力化後)	42,888	13,998	14,266	14,625

【令和7年、令和22年における所得段階別の状況】 (人)

	令和7年度 (2025年)	令和22年度 (2040年)
第1号被保険者数	16,088	16,854
前期高齢者(65～74歳)	8,670	6,613
後期高齢者(75～84歳)	4,573	6,507
後期高齢者(85歳以上)	2,845	3,734
所得段階別加入割合		
第1段階	39.3%	39.3%
第2段階	7.1%	7.1%
第3段階	5.7%	5.7%
第4段階	11.6%	11.6%
第5段階	5.0%	5.0%
第6段階	14.5%	14.5%
第7段階	10.0%	10.0%
第8段階	3.3%	3.3%
第9段階	1.2%	1.2%
第10段階	0.8%	0.8%
第11段階	0.4%	0.4%
第12段階	0.3%	0.3%
第13段階	0.9%	0.9%
合計	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数		
第1段階	6,323	6,625
第2段階	1,143	1,197
第3段階	916	959
第4段階	1,858	1,947
第5段階	797	835
第6段階	2,337	2,448
第7段階	1,607	1,684
第8段階	534	559
第9段階	196	205
第10段階	129	135
第11段階	63	66
第12段階	44	46
第13段階	141	148
合計	16,088	16,854
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(弾力化後)	15,128	15,848

⑤ 所得段階別の保険料

第6期から、国の基準では所得段階別保険料設定が9段階の区分となりました（第5段階が基準額）が、宮古島市では、全体的な保険料の軽減を図るため、第6期より13段階の区分を設定しており、第8期においても同様な区分設定を用います。

【所得段階別の保険料率及び介護保険料の設定（第8期）】

所得段階	基準額に対する割合	介護保険料（円）		所得区分
		月額	年額	
第1段階	0.64(※)	4,468	53,616	生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、または、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方。
第2段階	0.75(※)	5,236	62,832	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方。
第3段階	0.75(※)	5,236	62,832	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方。
第4段階	0.90	6,283	75,396	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第5段階 (基準額)	1.00	6,982	83,784	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方。
第6段階	1.20	8,378	100,536	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方。
第7段階	1.35	9,425	113,100	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。
第8段階	1.60	11,171	134,052	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。
第9段階	1.80	12,567	150,804	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方。
第10段階	2.20	15,360	184,320	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方。
第11段階	2.30	16,058	192,696	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方。
第12段階	2.40	16,756	201,072	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方。
第13段階	2.50	17,455	209,460	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方。

※第1段階から第3段階の方には、公費による軽減措置があります。

⑥ 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み

第8期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）は、以下のように設定します。

【第1号被保険者保険料基準額】

第8期（令和3年度～令和5年度） 第1号被保険者の保険料基準額（第5段階） 6,982円

（円）

	第8期
保険料基準額（月額）	6,982
準備基金取崩額の影響	163
準備基金の残高（前年度末の見込額）	131,129,000
準備基金取崩額	82,314,370
準備基金取崩割合	62.6%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0
財政安定化基金償還金	0
保険料基準額の伸び率 ※対7期保険料	-2.3%

⑦ 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の保険料については、それぞれ加入している医療保険の制度により異なりますが、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収されています。